

医療費控除の注意点

～書類がないと控除が受けられません～

●寝たきりの人のおむつ代

6ヵ月以上寝たきりで、医師の診断を受けている人が対象です。控除の申請には、医師が発行した「使用証明書」と「領収書」が必要です。

※2年目以降で、要介護認定を受けている場合、「使用証明書」は、役場が交付する「使用の確認書」で代用できます。

●介護保険に係る施設入所（通所）や訪問介護などの利用料

医療費控除該当額が記載された施設が発行する証明書（領収書）が必要です。自己負担額のすべてが控除の対象ではありません。

★医療費控除額＝支払った医療費の額ではありません。保険などで補てんされた額を除き、10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額を差し引いた額です。

ご存知ですか？

介護保険認定に基づく障害者控除

町では、障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者に、介護保険の要介護・要支援認定に関する情報を基に障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書で、所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。

寝たきり度、認知度により判定しますので、要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります。

住宅ローン控除（新規）の申告をする人へ

町の申告会場は大変混雑しますので、税務署での申告をお願いします。

中古や増改築の件は税務署で申告してください。

早めに正しく申告を！！

▼町県民税

町県民税の申告相談

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)（土、日は休みです）

時 間 午前9時～午前11時

午後1時～午後3時

※相談者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

場 所 町中央公民館 2階大会議室

※役場では受け付けていません

町県民税の申告をしなくてよい人

●所得税の確定申告をする人

●給与以外に所得がなく年末調整が済んでいる人

●65歳以上で公的年金以外に収入がなく、年金収入が148万円以下の人

●65歳未満で公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下の人 など

※障害者年金など非課税所得がある人で、「税の扶養」に入っていない人や、大津町以外に住んでいる親族の「税の扶養」になっている人は申告が必要です。

広報おおづ1月号もあわせてご覧ください。



町県民税申告相談会場で受けられない申告

- 譲渡所得の申告（土地・建物の譲渡、株式等譲渡）
- 過年度分の修正、更正の申告 ●相続税の申告
- 消費税の申告 ●雑損控除の申告 など

申告の時期がやってきました。

申告は、町県民税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、児童手当などの受給の判定や各種税証明などの基礎となります。必ず期間内に申告してください。

▼所得税

確定申告もお早めに

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)

（土、日は休みです。提出は菊池税務署玄関の時間外収受箱をご利用ください）

時 間 午前9時～正午

午後1時～午後4時

※2月5日(木)～2月13日(金)までの平日、税理士による無料相談が実施されます。確定申告もできますので、ぜひご利用ください。

確定申告をしななければならない人

- 昨年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の額を超える人
- サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や給与や退職以外の所得が20万円を超える人 など

広報おおづ1月号もあわせてご覧ください。

平成20年分の確定申告の会場は

JA菊池 菊池中央支所です！

※駐車場は菊池税務署です

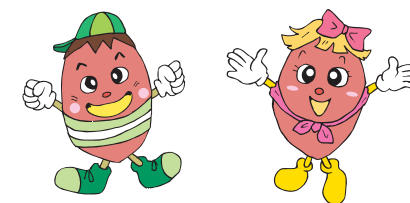
●受付時間は、午前9時から午後4時までです。（正午から午後1時までを除く）

●税務署開庁日（土、日、祝日）は、税務署窓口での申告書の受付は行っていませんので、税務署玄関の時間外収受箱をご利用ください。

日曜日にも確定申告ができます

日曜日に申告ができます。ぜひご利用ください。

- 期 日 2月22日(日)、3月1日(日)
- 場 所 ダイエー熊本店(熊本市大江)2階
- 問い合わせ 菊池税務署 ☎0968(25)2121



年金収入のみの人を対象に確定申告書作成会を開催します

確定申告が必要な人（還付申告も含む）は、ぜひご利用ください。

※年金以外の収入（農業、営業など）がある人は、2月16日(月)から受け付けます。

- 日 時 2月12日(木)～13日(金)
午前9時～午前11時 午後1時～午後3時
- 場 所 町中央公民館2階 大会議室
- 必要な書類
下の「申告に必要な書類など」をご覧ください。

※今年は個別案内をしていませんので、希望する人はご来場ください。

作成コーナーを活用しましょう

国税庁ホームページに掲載している確定申告書等作成コーナーで確定申告書を作成することができます。印刷して税務署へ郵送すれば、申告会場で長時間待つ必要もなくなります。ぜひご利用ください。

<http://www.nta.go.jp>



申告に必要な書類など

- 給与、年金などの源泉徴収票（年金の通知書では申告できません。通知書と源泉徴収票をお間違いないようにご注意ください）
- 印かん
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険や高額医療の払い戻し額がわかる明細書

- 農業、営業、不動産所得がある人は、収支（収入金額と必要経費）を取りまとめた収支計算書。また、経費などの金額が確認できる書類（領収書や農協発行の計算書）など
- 税務署から送付された申告書一式がある人は、その書類
- 所得税が還付となる人は預金通帳（本人名義） など

